「博士論文審査要旨]

申請者:古井 健太郎

論文題目 医療機関における資本予算のプロセスに関する研究

審査員 荒井 耕 尾畑 裕 挽 文子

本論文は、医療機関における資本予算を対象として、そのマネジメントプロセスに着目しつつ、その実態や規定要因、成果を明らかにしようとした研究である。近年の医療制度の下で、医療機関は経営管理の強化を進めているが、設備機器等の投資意思決定プロセスにおいては、営利企業とは異なる考慮要素も多く、そのプロセスの実態等の解明は十分になされてきていない。本論文の基本的な問題意識(目的)は、こうした状況下において、質問票調査と複数の事例研究を通じて、①医療機関における資本予算のプロセスの実態を明らかにすること、②投資において経済合理性のみを追求するわけではない組織である医療機関においてどのように資本予算のプロセスが規定されるのかを探ること、③資本予算のプロセスが医療機関のマネジメントにどのような成果をもたらしているのかについて洞察を得ること、の3点にある。

本論文の貢献は、この3つの問題意識に対応した知見を明らかにしたことにある。具体的には、①医療機関における資本予算のプロセスは、未だ理論的で洗練されたものとはなっていないものの、各医療機関の置かれた政策・制度・経営環境に応じて実務が形成されていること、②それらの実務は経済合理性以外の社会的な合理性や政治的合理性に強く影響を受ける医療職の合意形成を図るためのプロセスとして規定されていること、③既存の資本予算論で言及されてきたマネジメントプロセスの整備によって、資本予算が医療職の意識を経済合理性へと向け、組織目標との整合性を図っていく経営管理システムとしても機能すること、を明らかにした。これらの点を解明したことは高く評価できる。

ただ、この研究にも問題点がないわけではない。研究範囲の拡大、さらなる定量研究を通じた一般化、医療職の意識面を考慮した分析、資本予算研究に対する理論的貢献の深化といった課題を残している。もっとも、これらの欠点は申請者の今後の研究で克服されていくべき問題であり、本研究の価値を損なうものではない。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位 規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。